

10月は「骨髄バンク推進月間」です

骨髄バンクは、白血病をはじめとする血液疾患のため「骨髄移植」などが必要な患者さんと、それを提供するドナーをつなぐ公的事业です。

ドナーが見つかる確率は他人の場合、数百～数万分の一。

移植を希望するすべての患者さんがチャンスを得るためには、一人でも多くの方のドナー登録が必要です。



骨髄または末梢血幹細胞を提供した人に対して助成金を交付します

● 助成の対象者 次のすべてに該当する人が対象となります。

- ① 骨髄バンク事業にドナー登録を行い、令和4年4月1日以降に骨髄等の提供を完了した人
または提供者の自己都合以外の理由により提供が中止された人
- ② 市内に住所を有する人
- ③ 事業所等に勤務する人または自営業の人
- ④ 骨髄等の提供に関し、他の法令等による同種同類の助成金等を受けていない人
- ⑤ 暴力団関係者ではない人

※自己都合により提供を中止した場合は、対象外となります。

● 助成の内容

- ① 健康診断のための通院
- ② 自己血貯血のための通院
- ③ 骨髄等の採取のための入院
- ④ その他、骨髄バンクまたは医療機関が必要と認める通院、入院および面談

※事業所等が定める休日、ドナー休暇制度を利用して取得した休暇の日、その他の有給休暇制度を利用して取得した休暇の日は助成の対象とはなりません。

※骨髄等の提供により生じた健康被害のための通院、入院もしくは面談は除きます。

● 助成金額

1日あたり2万円

(上限10日間、1回の提供につき20万円)

助成金の詳細・申請書のダウンロードは
飯塚市ホームページを参照ください。
(右記QRコード参照)



骨髄ドナーの登録については、
公益財団法人日本骨髄バンクの
ページをご覧ください。
(右記QRコード参照)



申請先・問合せ先

飯塚市役所市民協働部
健幸保健課成人保健係 (☎内線2160～2164)
FAX 0948-25-8994